

泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は泉南市市費単独補助金交付事務取扱規定（昭和48年12月17日規定第2号）に定めるもののほか、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑制するとともに、糞尿等による生活環境被害を防止し、併せて市民の動物に対する愛護意識の高揚を図ることを目的として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた者に対して交付する泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主が無く、市内に住みついている猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮及び精巣の摘出等により生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 耳先V字カット 不妊去勢手術済みであることを識別できるように、片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人で、市内に生息する飼い主のいない猫に獣医師による不妊去勢手術及び耳先V字カットを実施又は不妊去勢手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを実施（以下「手術」という。）し、その費用を支払ったものとする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、おおむね生後6か月以上（ただし、獣医師が手術可能と認める場合はこの限りでない。）の飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費用（ワクチン接種、投薬、入院その他のこの手術の実施に必要と認められる措置に係る費用を含む。）及び耳先V字カットに要する費用（不妊去勢手術済みであると確認され、耳先V字カットのみを行った場合に要する費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で市長が定める額とし、猫1匹につき6,000円を上限とする。

- 2 前条に規定する補助対象経費が前項の上限額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、手術の実施前に市長に申請しなければならない。

- (1) 手術を受けさせる猫のカラー写真（猫の顔及び全身が写っているもの）
- (2) 手術を受けさせる猫が生息する地域を示した地図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助対象者へ通知するものとする。

(手術の実施)

第 8 条 第 7 条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、交付決定通知書に記載された有効期限(交付決定日から 60 日以内)までに適切に手術を受けさせなければならない。

- 2 対象猫に手術を施すことができる獣医師は、対象猫が手術済みであると認める場合又は対象猫に手術を行うことが適当でないと認める場合は、補助決定者に対してその理由を説明し、手術を行わないことができる。

(変更の承認申請)

第 9 条 補助事業内容に変更があった場合は、泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費交付決定額変更承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

(実施報告及び補助金の請求)

第 10 条 補助決定者は、動物病院で対象猫の手術及び V 字カットを行った場合、その日から 14 日を経過する日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費実績報告書(様式第 5 号)及び泉南市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金請求書(様式第 6 号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 手術費用が記載された領収書
- (2) 手術が終了した猫のカラー写真(耳先 V 字カットがわかるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象猫に手術を実施しなかったとき、又はできなかったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により補助金交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は前条の規定により、第 7 条の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(免責)

第 13 条 手術及び耳先 V 字カットにより生じた問題並びに手術を受けさせた猫に関して生じた問題については、補助決定者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、泉南市はその責を負わないものとする。

(補足)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。